

第7期古賀市介護保険運営協議会（令和2年度第6回）議事録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則（以下「運営協議会規則」という。）第6条に基づき議事録を作成する。

1. 日時 令和3年1月20日（水）19時00分から19時45分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 203・204会議室
3. 出席委員 甲斐信博 会長、福岡綱二郎 副会長
大久保康裕 委員、高田武代 委員、加藤伊知郎 委員
酒井康江 委員、河村正彦 委員、中野淳子 委員
前野早月 委員
4. 欠席委員 柴田壽一 委員
5. 傍聴者 なし
6. 報告・議事
 - (1) 介護サービス事業所の指定について
 - (2) 古賀市地域包括支援センター業務委託の進捗状況について
 - (3) 第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画（案）について
 - ① パブリック・コメントの結果について
 - ② 介護保険料について
 - ③ 答申（案）について
7. 資料
 - 【資料1】 介護サービス事業所の指定・廃止について
 - 【資料2】 古賀市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画（案）パブリック・コメント実施結果
 - 【資料3】 古賀市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画（案）「第4章 介護保険料の見込み」
 - 【資料4】 古賀市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画（令和3（2021）～令和5（2023）年度）について（答申）（案）

8. 署名（規則第6条第2項）

会長	印
会長の指名する出席委員	印

9. 会議内容

(1) 介護サービス事業所の指定について 資料 1

事務局より、介護サービス事業所の指定・廃止について報告のみ。

(2) 古賀市地域包括支援センター業務委託の進捗状況について

事務局より、古賀市地域包括支援センター業務委託の進捗状況について報告のみ。

(3) 第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画（案）について

① パブリック・コメントの結果について 資料 2

事務局より、第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画（案）のパブリック・コメントの実施結果について説明。

【質疑】

○ 「りん」は令和4年度末で終了することが決定している訳ではないのか。

⇒ 令和4年度末で事業は終了する。

○ 利用者はまだこれからの方向性について納得されていない様子。「りん」には、高齢者の中でもまだ元気な方が集まって行動している。それは「りん」が良いかもしれない。今後もあの場所を残して、継続することも考えてはどうか。

⇒ 法律の改正により、古賀市では介護予防の場を拠点施設から公民館など高齢者が歩いて行ける場所へと方針転換をしている。また、古賀市の施設の有効活用からも「りん」の事業は廃止とする。今月末から利用者への説明を予定していたが、緊急事態宣言により利用者への説明がまだできていない。活動の継続については利用者の意向を伺い、その中で説明する予定。

○ 意見を提出された方は計画書をしっかりと読んで、きちんと自分自身の言葉で意見を提出していただいている。要約については問題ないが、要約したことがわかるように一文を追加してはどうか。また、回答がまったく同じなのはどうかと思う。質問が具体的なので、それぞれに回答することで気持ちとしても伝わるのではないか。

⇒ 利用者へ直接説明する中でフォローしていきたい。行政の回答としてご理解いただきたい。

○ 他の委員会に出席した時もパブリック・コメントの回答が拘子定規だった。修正するつもりがなく、形式的なものであれば、パブリック・コメントを行っても意味がない。行政のスタイルの問題ではなく、きちんと対応をしていくべき。

⇒ いただいたご意見は計画の修正に関するものではなかったため、計画への反映は難しく、こういう回答になっている。計画の内容についてであれば、それに即した回答となる。

○ 個人に対して回答をするのか。

⇒ パブリック・コメントの要綱でしないことになっている。

- それでは意見の提出者に回答の内容が伝わらないのではないか。
- ⇒ これから「りん」の利用者に直接説明を行う中に、意見を提出された方もいると思うので、その中で説明していく。

- 古賀市の姿勢としてこうなっているとのことだったが、パブリック・コメントを行っても2件しか意見がなかったことが問題。このような姿勢だから知恵のある人が意見を出さなくなるのではないか。ご意見をいただきありがとうございますなどの回答が必要ではないか。要望として願います。

② 介護保険料について 資料3

事務局より、第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画（案）の第4章 介護保険料の見込みについて説明。

【質疑】

- 第7期計画では介護保険料の基準額が4,800円で、第8期計画では5,100円になる。これは他の市町村と比較して上がり幅は大きいのか小さいのか。
- ⇒ 現時点では、まだ他の市町村も計算中であり、介護保険料が確定しておらず、データとしてはない。しかしながら、最近の新聞報道により、介護保険料の基準額が全国平均で第7期では5,800円程度だったものが、第8期では6,000円程度になるということが書かれていた。単純比較はできないが、大体同程度の上げ幅になっている。

- 第7期計画では介護保険料の基準額は県内でも安い方だったと思うが、どうだったのか。介護保険料を12段階に分けるということだが、どの段階の人の割合が大きいのか。介護保険料が300円上がることで、身近な場所での支援が充実すると考えてよいか。
- ⇒ 第7期計画での介護保険料は県内で最も安かった。所得段階については、どの段階も大きくは変わらないが、1段階、4段階、5段階が他の段階と比較して多い。
- ⇒ 計画の理念が、身近な場所で最期まで安心して暮らせるまちづくりとなっている。そのため地域包括支援センターも地域に3か所設置する。また、公民館などの活動も増やしていきたいと考えている。さらに、認知症の高齢者も増加していくので、地域の支えあいを含めたサービスを考えつつ、この計画を策定している。

③ 答申（案）について 資料4

事務局より、第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画の答申（案）について説明。

【質疑なし】

(4) その他

事務局より、以下について説明。

- ・地域支え合いネットワーク全体会について
- ・地域支え合いネットワーク通信について

- ・議事録について
署名については甲斐会長と中野委員にお願いする。
- ・次回開催日程について
3月下旬の予定。調整後、各委員に連絡する。